

(再生材料等を使用して最終製品を製造する事業者向け)

平成20年2月8日

関係各位

経済産業省製造産業局

〇〇課長 〇〇〇〇

再生材料等を使用した製品に関する実態調査について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様方には日頃から経済産業行政に関してご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、先般、紙製品に関する古紙配合率に関して、関係事業者の不適切な対応が公表されたところですが、さらに、本日、政府のグリーン購入の対象物品に関する再生プラスチックの配合比率について同様の事案の公表が事業者からなされました。

国民の環境意識が高まる中で、環境調和型社会の形成に向けて積極的な貢献が期待される事業者のかかる行為は、当省としても極めて遺憾であり、実態調査、原因究明及び再発防止等を強く求めていく所存です。

また、こうした事案は、消費者の信頼を損なう重要な問題です。このため、当省としては、消費者の信頼確保の観点から、各事業者が再生材料や環境負荷の少ない材料（以下、再生材料等）を正しく使用し、消費者が信頼できる適切な表示等を行った上で供給・販売していくことが不可欠であると考えます。

については、貴団体会員の団体・企業に対して、上の必要性を改めて周知徹底いただくとともに、下記の内容について、可能な限りその実態を把握するようお願いいたします。併せて、2月29日（金）までに調査を進め、その結果をご報告いただくようお願いいたします。

記

再生材料等を使用して製造される別紙の品目について、再生材料等に関する表示や仕様契約書等の規定どおりに実際に再生材料等の供給を受けているか（例えば、必要に応じて、再生材料等の材料証明等の内容が実際に確保されているかを供給元に確認する）。また、製品の製造・販売に際し、再生材料等を正しく使用して、適切な表示等を行っているか否か。

[連絡先] 経済産業省 製造産業局 〇〇課 〇〇、〇〇

TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇